

補助金等取扱基準

補助金等の名称	消防団屯所補助金
補助事業等の目標	各自治区における災害発生時の防災活動を効率的に実施するため、消防施設（消防団屯所をいう。以下「屯所」という。）の老朽化に伴う建替え及び消防団の組織統合による屯所の建築を支援する。
補助事業等の対象者	市内自治区
補助対象経費	市内自治区において屯所の建築及び購入に要する経費（土地の取得に要する経費及び屯所に附属する工作物、外構等の設置等に要する経費を除く。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>(1) 屯所の建築及び購入経費の 60%（補助金額は 700 万円を上限とする。）</p> <p>(2) 消防団の組織の統合に伴う屯所の建築及び購入経費の 60%（補助金額は 900 万円を上限とする。）</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】</p> <p>屯所は、災害時の防災活動の拠点となる施設であり、老朽化した屯所の建替え及び消防団の統合に伴う屯所の建築に対して補助することにより、更なる地域防災力の充実を図るため。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 8 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>【終期が 3 年を超える場合の理由】</p> <p>継続的实施により各自治区において老朽化した屯所の建替え及び消防団の組織統合による屯所の建築が可能となるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>補助金を受けようとする者は、規則に規定する申請書のほかに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築確認申請書一式（写し）</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 収支予算書</p>

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防課 消防係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 3 月 15 日 一部改正（令和 5 年 4 月 1 日 施行）

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）